

契約書（単価契約）（案）

支出負担行為担当官 中国運輸局長 金子 修久（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、下記条項により、運送に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が委託した荷物を、乙が甲の指定する場所へ運送することを目的とする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

（予定数量・金額）

第3条 本契約に係る予定数量及び料金は、別紙「年間予定数量及び料金表（法人宛）」のとおりとし、契約予定金額は年額 円（内消費税及び地方消費税相当額 円）とする。

また、上記数量は予定数量であることから、実際の数量、金額に増減を生じても乙は甲に対して、異議を申し立てないものとする。

ただし、本契約期間中において、法令の制定又は改廃、経済変動その他相当の事由により、運賃料金を改定する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、料金の改定ができるものとする。

（請求及び支払い）

第4条 乙は、各月経過後1ヶ月分の料金を取りまとめのうえ、翌月末までに甲に請求するものとし、甲は適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。なお、甲の責に帰する事由により、前項の支払が遅れた場合は、甲は乙に未受領分に対し年利率2.5%の割合をもって支払遅延金を支払うものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は甲から引渡を受けた荷物に事故（汚損、破損、紛失、延着、盗難等）が生じた場合には乙は甲に遅滞なく連絡し、その指示を受けるものとする。

なお、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、乙はその損害賠償の責に任ずるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。但し、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託の禁止)

第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は次の各号に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から解除の申し出があったとき。
- (2) 乙が第6条及び第7条の規定に違反したとき
- (3) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、乙又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき。又は、これらの者が甲の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
- (5) 乙が破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立て、清算に入った場合又は無能力者となり若しくは居所不明となったとき。
- (6) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 請負人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、貴官が請負人に対して当該契約の解除を求め、請負人がこれに従わなかったとき。

2. 前項第1号から第4号までの場合又は第7号の場合においては、乙は違約金として契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を甲に支払わなければならない。ただし、その金額が1円未満であるとき又は前項第1号の場合において、乙の責に帰することができないときはこの限りではない。

第9条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったときは、本契約を解除することができる。

第10条 甲は、履行期限が満了するまでの間は、前条の規定によるほか、相当の事由があるときは、その事由を附した文書をもって予め乙に通知することとし、甲及び乙において協議のうえ本契約を解除することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 乙が、次の各号に該当するときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、か

つ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(法令の遵守)

第12条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規則等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(仕様書の解釈)

第13条 乙は、仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、甲又は監督すべきことを命じられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、契約金額の範囲内をもって業務を行うものとする。

(監督職員)

第14条 甲は、乙の行う業務について監督又は指示を行う監督職員を選任する。その者を変更したときも同様とする。

2. 監督職員は、本契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示、履行状況の確認等の職務を行う。

(契約外の事項について)

第15条 本契約に定めのない事項については、法令、その他商慣習に従うほか、甲及び乙協議にうえ決定する。

上記契約を証するため、本通2通を作成し、甲及び乙各記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 広島市中区上八丁堀6-30
中国運輸局
支出負担行為担当官
中国運輸局長 金子 修久

乙：

年間予定数量及び料金表(法人宛)

中国運輸局 (単位:円)

送付先	60cmまで			80cmまで			100cmまで			120cmまで			140cmまで			160cmまで			170cmまで			180cmまで			200cmまで			210cmまで			230cmまで			計
	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額				
同一県内	680			339			56			1			23			20			40			2												
中国地方の各県間	1,200			444			125			7			41			24			17			1												
隠岐	1									1			1																					
北海道	1																																	
東北	1			1																														
北陸	2			1																														
関東	71			46			14						10			3																		
中部	1						2						1																					
近畿	2			5			1			2																								
四国	4						1						1			1																		
九州	2			1			1																											
沖縄																																		
北海道(航空運賃)																																		
関東(航空運賃)																																		
沖縄(航空運賃)																																		
県内保険付き (2個口で1件として)																																		
計	1,965			837			200			11			77			48			57			3												

「〇〇センチまで」とは3辺の和の数字を指す。

同一県内保険対応運送(当局が別途指定する保険対応運送の荷物については、1伝票当たりの保障金額を30万円とする単価契約)

* 年末年始・長期休暇期間料金(法人用) 適用期間:

中国運輸局 (単位:円)

送付先	60cmまで			80cmまで			100cmまで			120cmまで			140cmまで			160cmまで			170cmまで			180cmまで			200cmまで			210cmまで			230cmまで			計
	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額	個数	単価	合計金額				
同一県内																																		
中国地方の各県間																																		
隠岐																																		
北海道																																		
東北																																		
北陸																																		
関東																																		
中部																																		
近畿																																		
四国																																		
九州																																		
沖縄																																		
北海道(航空運賃)																																		
関東(航空運賃)																																		
沖縄(航空運賃)																																		
県内保険付き (2個口で1件として)																																		
計																																		

「〇〇センチまで」とは3辺の和の数字を指す。

同一県内保険対応運送(当局が別途指定する保険対応運送の荷物については、1伝票当たりの保障金額を30万円とする単価契約)